

淡路広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例

平成9年2月24日

条例第4号

改正	平成22年2月24日	条例第11号		令和3年8月25日	条例第3号
	令和2年3月27日	条例第5号			

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、淡路広域水道企業団職員（以下「職員」という。）のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、企業長又は企業長の定める上級職員の面前において、宣誓書（別記様式）に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、企業長は、別段の定めをすることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月24日条例第11号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日条例第5号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月25日条例第3号）

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名